

業務継続計画（BCP）の策定について

参考 厚生労働省 HP

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月厚生労働省老健局）（本資料中において「感染症BCPガイドライン」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001073001.pdf>

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（令和6年3月厚生労働省老健局）（本資料中において「自然災害BCPガイドライン」という。）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000749543.pdf>

業務継続計画（BCP : Business Continuity Plan）

大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

介護サービス事業者における業務継続計画策定の趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等が義務づけられている。（令和3年度制度改正）

指定基準 全サービス共通

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(1)の基準を満たさない場合、**業務継続計画未策定減算**が適用される。（「減算型」での届出が必要）

特定施設入居者生活介護 施設系サービス	所定単位数から 3 / 100 単位減算
上記以外のサービス	所定単位数から 1 / 100 単位減算

業務継続計画の内容

参照

厚生労働省 解釈通知

- ・ 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号)
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成 12 年 3 月 17 日老企第 44 号)
- ・ 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成 30 年 3 月 22 日老老発 0322 第 1 号)

○感染症に係る業務継続計画

- | |
|---|
| a 平時からの備え
(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) |
| b 初動対応 |
| c 感染拡大防止体制の確立
(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) |

参照 感染症 BCP ガイドライン

- 3-2 新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(入所系)
- 3-3 新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(通所系)
- 3-4 新型コロナウイルス感染(疑い)者発生時の対応等(訪問系)

○災害に係る業務継続計画

- | |
|--|
| a 平常時の対応
(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) |
| b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) |
| c 他施設及び地域との連携 |

参照：自然災害 BCP ガイドライン

- 3-2-1 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(共通事項)
- 3-2-2 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(通所サービス固有事項)
- 3-2-3 自然災害発生に備えた対応・発生時の対応(訪問サービス固有事項)

- ・ 業務継続計画の策定については、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能

○研修・訓練の実施について

<p>◆共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修及び訓練の実施は、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能。 ・感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。
<p>◆研修について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行う。 ・職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的※な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。 ・研修の実施内容についても記録すること。 ・感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも可能。
<p>◆訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的※に実施する。 ・訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを組み合わせることが適切。 ・感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可能。

※定期的な研修・訓練の実施回数

サービスの種類	研修	訓練	備考
特定施設入居者生活介護 施設系サービス	年2回 以上	年2回 以上	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症と災害双方の内容を含む研修を年2回以上実施する必要がある。 ・感染症と災害の訓練をそれぞれ1回ずつ（計2回）実施した場合においても要件を満たす。
上記以外のサービス	年1回 以上	年1回 以上	感染症と災害双方の内容を含む研修・訓練をそれぞれ年1回以上実施する必要がある。